

生殖補助医療技術についての意識調査 2003 集計結果（速報版概要） 平成 15 年 2 月 6 日
調査方法等

○調査主体

平成 14 年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究
「生殖補助医療技術に対する国民の意識に関する研究」班
主任研究者 山縣然太郎（山梨大学医学部教授 保健学Ⅱ講座）
分担研究者 星和彦（山梨大学医学部教授 産婦人科学講座）、平田修司（山梨大学医学部助教授 産婦人科学講座）、武田康久（山梨大学医学部助教授 保健学Ⅱ講座）

○対象者

全国 200 地点から、無作為抽出した 20～69 歳の男女 4000 名（前回同様の調査対象、以下調査票のみ群）および無作為抽出した 20～59 歳の男女 4000 名（リーフレットによる情報提供の調査対象、以下リーフレット群）の合計 8000 名うち、実際に調査票を本人に届けることができた 5846 名。

○調査方法

対象者の居住地を管轄する保健所の協力を得て、留め置き法（訪問配付、後日回収、本人の意志により郵送回収可能）によった。一部、郵送法（郵送による配付回収）とした。

調査票は前回（1999 年 2 月）のものに準じて作成した。リーフレットは生殖補助医療技術について理解を深めるために作成した。いずれも、無記名自記式回答とした。

○調査期間

平成 15 年 1 月

○回収率

62.0%、回収数 3623

	配付数	回収数	回収率
調査票のみ群	2525	1548	61.3%
リーフレット群	3321	2075	62.5%
合計	5846	3623	62.0%

（用語の解説）

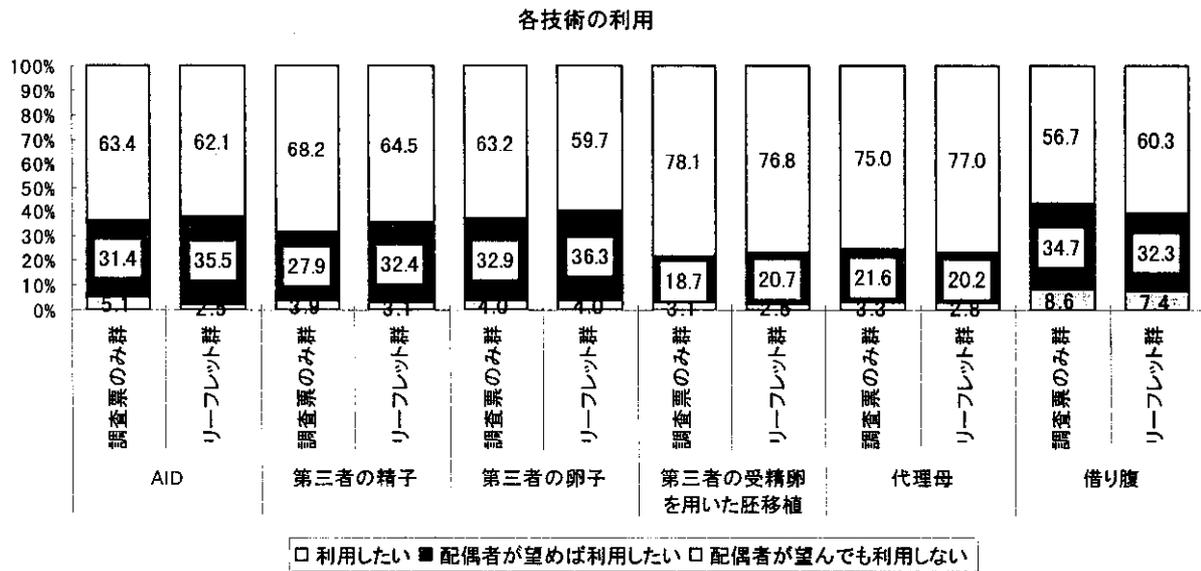
- A I D：夫以外（第三者）の男性から精子の提供を受けて人工授精を行い妊娠、出産すること
- 第三者の精子を用いた体外受精：夫以外（第三者）の男性から精子の提供を受けて体外受精を行い妊娠、出産すること
- 第三者の卵子を用いた体外受精：妻以外（第三者）の女性から卵子の提供を受けて体外受精を行い妊娠、出産すること
- 第三者の受精卵を用いた胚移植：夫婦の両方の原因で子どもができない場合に、第三者から提供された精子と卵子でできた受精卵を夫婦が利用し妊娠、出産すること
- 代理母：夫婦のうち、妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の女性に人工授精しその女性に妊娠、出産してもらい、その子どもを依頼者夫婦の子どもとすること
- 借り腹：夫婦のうち、夫の精子と妻の卵子が使用できるが、子宮摘出等により妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精してできた受精卵を妻以外の女性の子宮に入れて、その女性に子どもを出産してもらうこと

1. 各技術の利用

設問 あなたが子どもを望んでいるのになかなか子どもに恵まれないとしたら、あなたはこの技術を利用しようと思いますか？

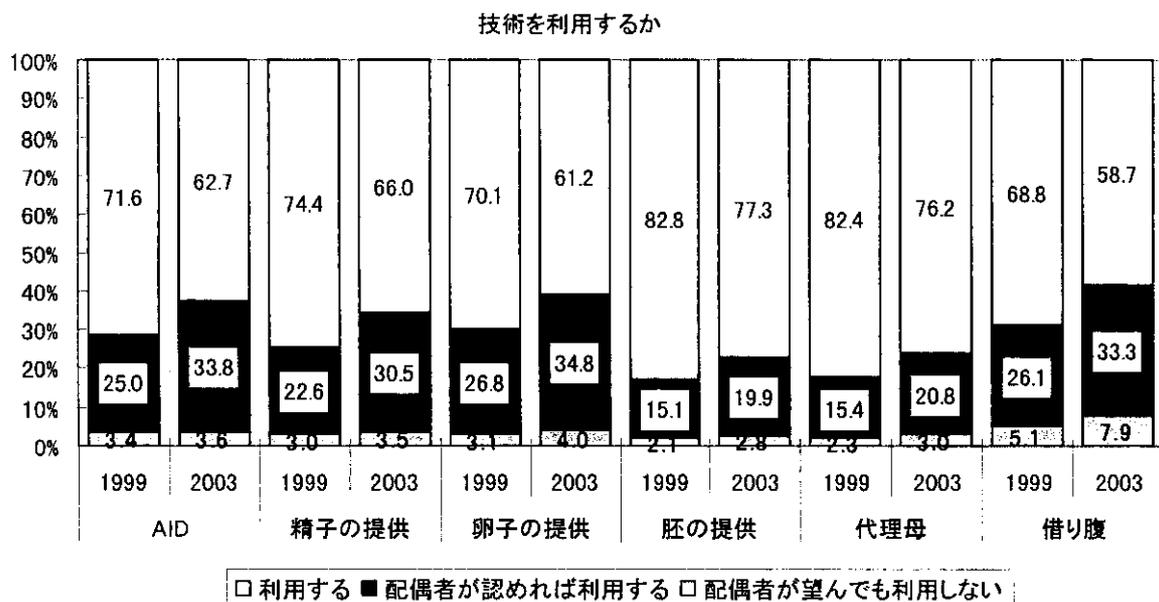
1) 調査票のみ群とリーフレット群別の集計

調査票群とリーフレット群では大きな違いはない。いずれも、「利用したい」は数パーセントであり、ほとんどの技術で6割以上が「利用しない」と回答した。



2) 前回との比較

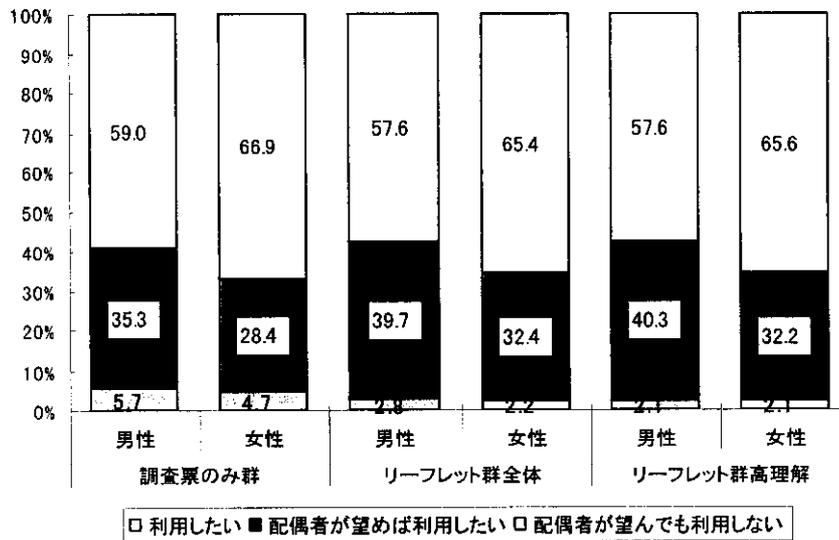
1999年の調査と比較すると、いずれの技術も「利用しない」が減少した。



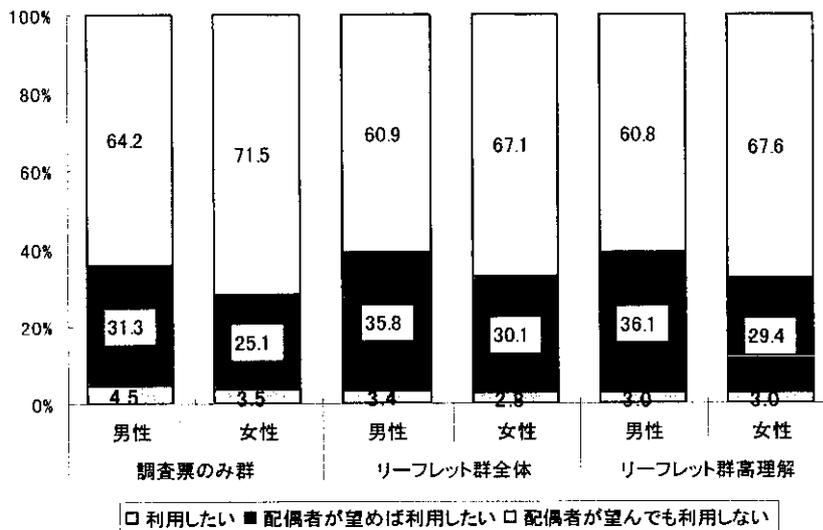
3) 性別及び理解度別の集計

多くの技術で男女差が認められた。理解の度合いによる違いはほとんどなかった。

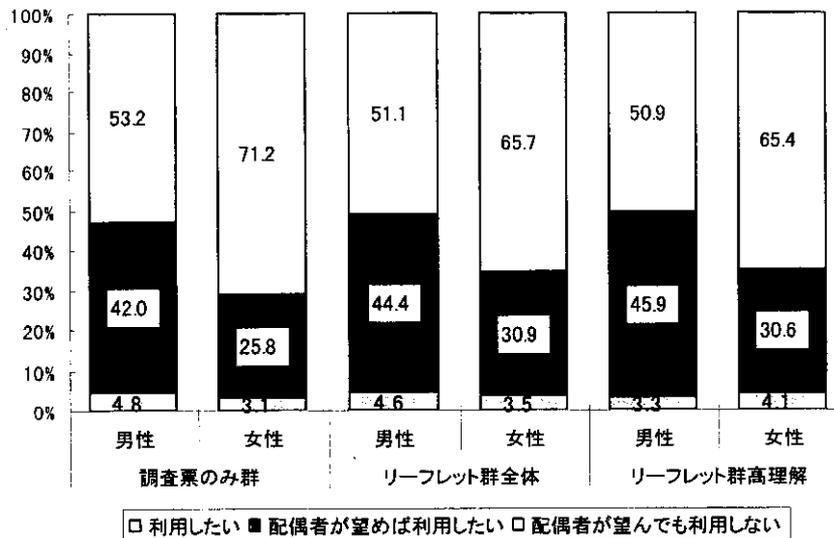
第三者の精子を用いた人工授精(AID)について



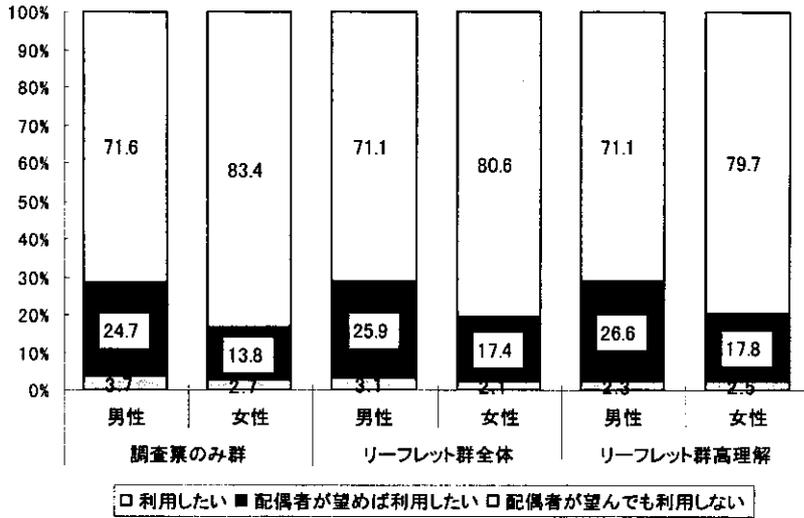
第三者の精子を用いた体外受精について



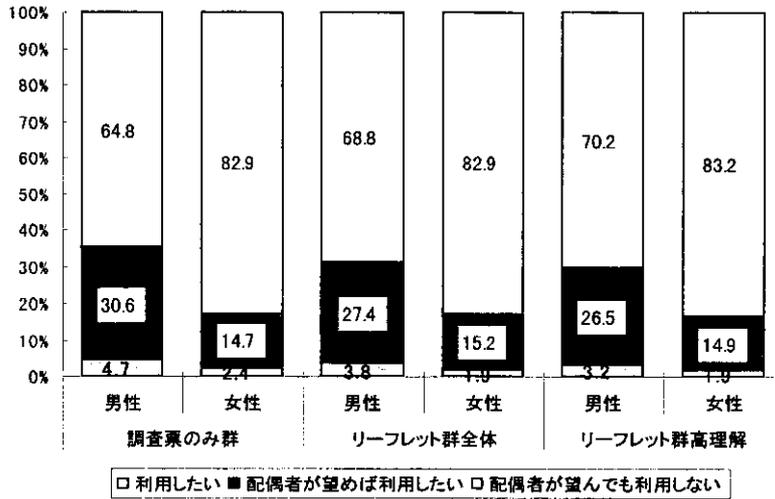
第三者の卵子を用いた体外受精について



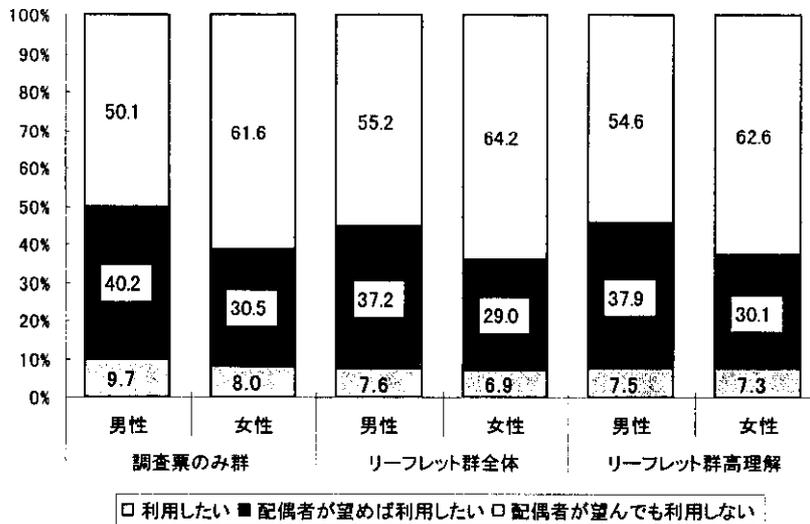
第三者の受精卵(胚)を用いた胚移植について



代理母について



借り腹について



2. 各技術の是非

設問 一般論としてお聞きします。このような技術を一定の条件のもとで社会的に認めるべきだと思いますか？

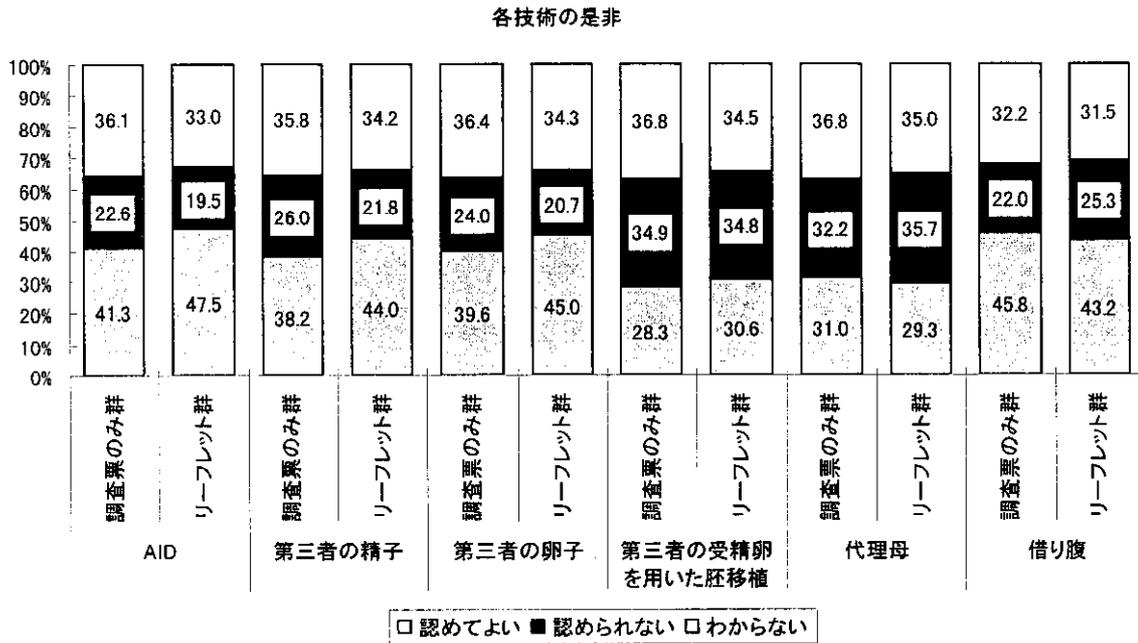
1) 調査票のみ群とリーフレット群別の集計

調査票のみ群とリーフレット群で違いはなかった。

第三者の受精卵、代理母は「認められない」が「認められる」を上回っていた。

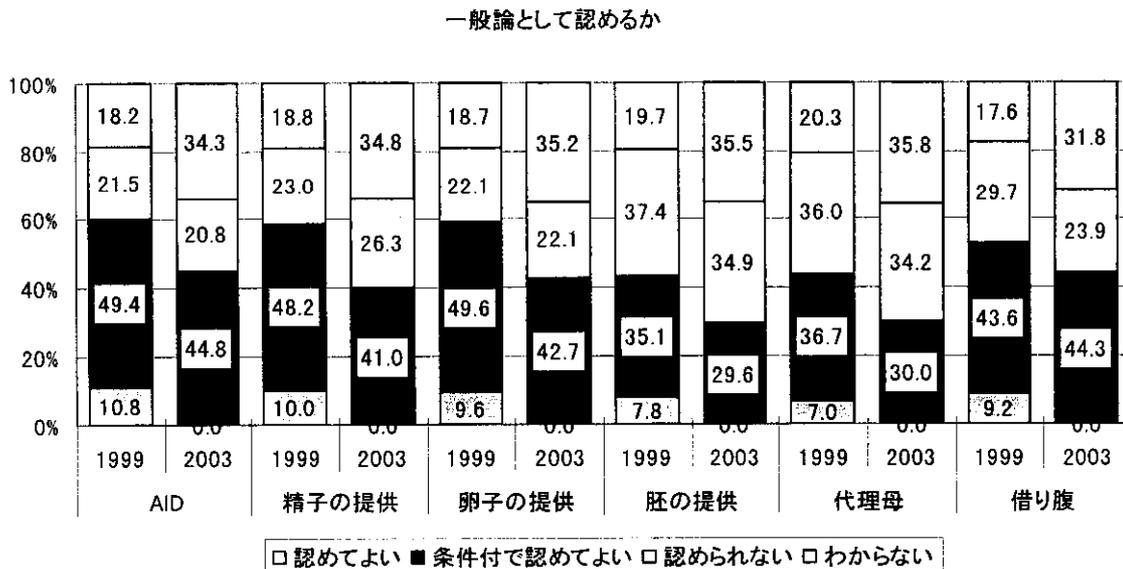
AID、第三者の精子、第三者の卵子、借り腹で約4割が「認めてよい」と回答していたが、半数は超えなかった。

いずれの技術も3割以上が「わからない」と回答していた。



2) 前回との比較

1999年の調査と選択肢が異なることから単純に比較できないが、「条件付で認めてよい」、「認められない」の回答から判断して、認めてよいが増加しているとは言えない。

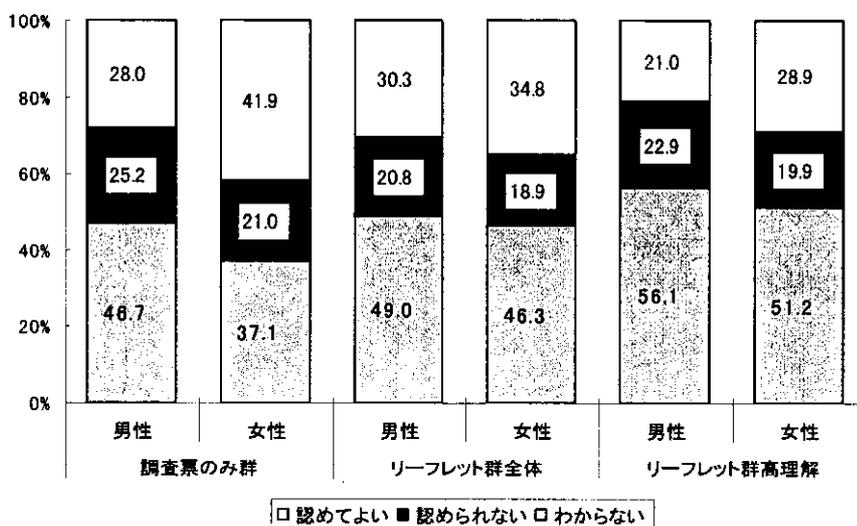


注 2003年の調査では「認めてよい」が選択肢に入っていないために単純な比較はできない。

3) 性別及び理解度別の集計

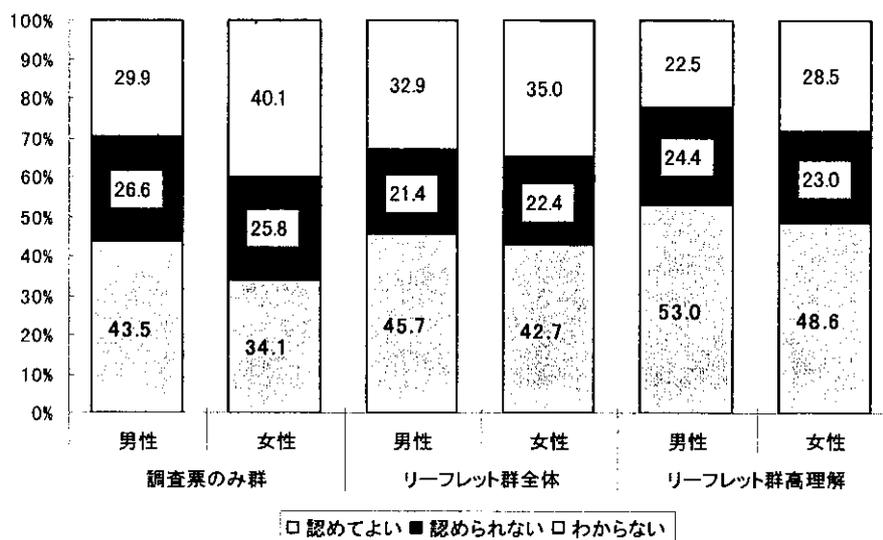
ほとんどの技術で、男女差が認められた。また、リーフレットの高理解群で、「わからない」が減少しており、その分、是非の両方の割合が多くなってはいたが、その配分に大きな違いはなかった。

第三者の精子を用いた人工授精(AID)について



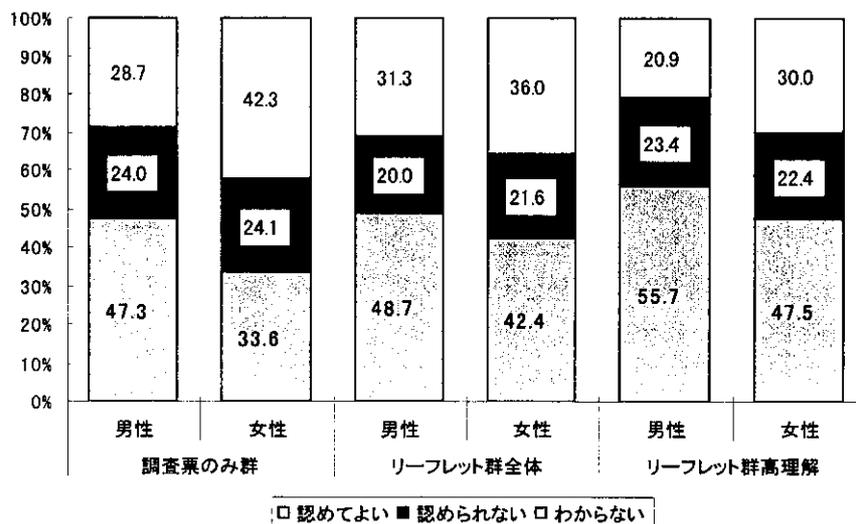
□ 認めてよい ■ 認められない □ わからない

第三者の精子を用いた体外受精について



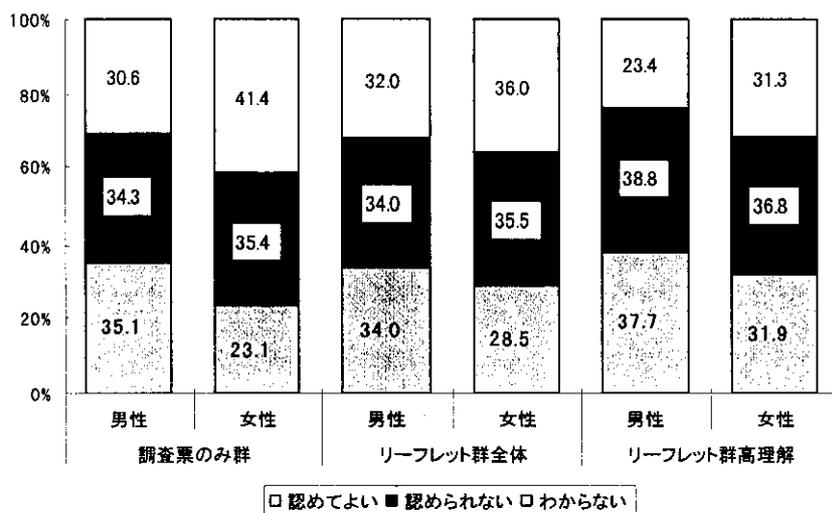
□ 認めてよい ■ 認められない □ わからない

第三者の卵子を用いた体外受精について

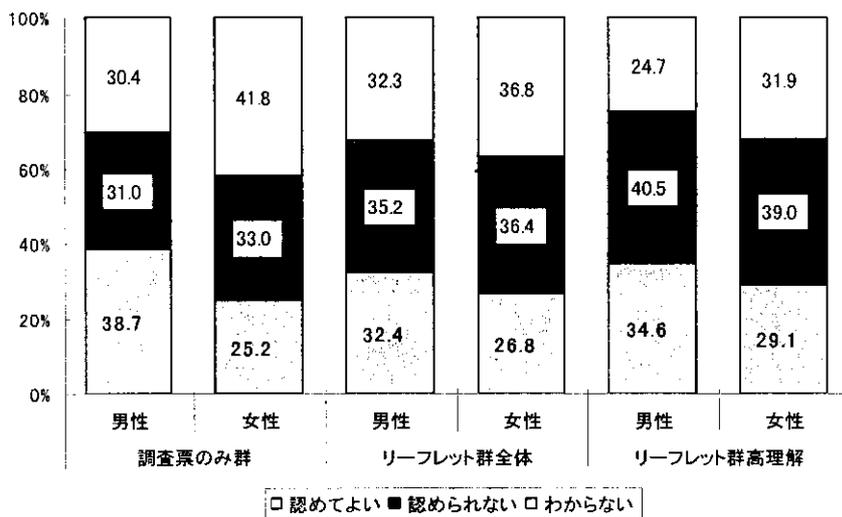


□ 認めてよい ■ 認められない □ わからない

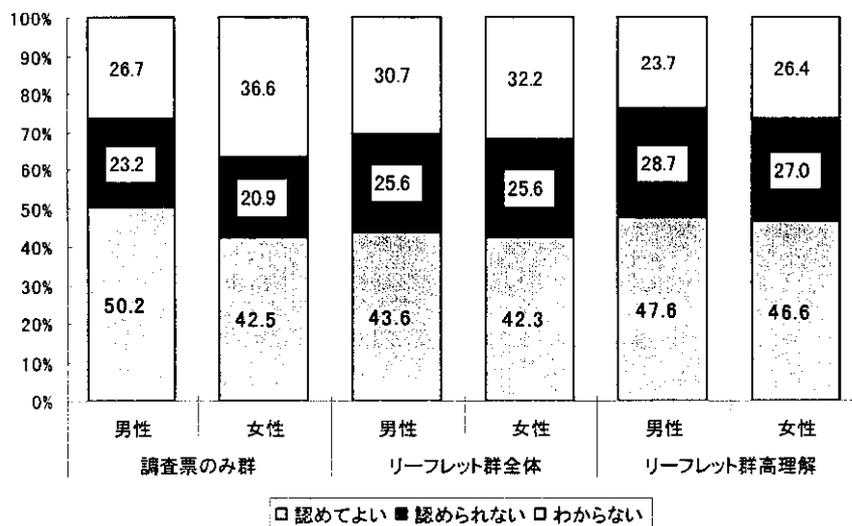
第三者の受精卵(胚)を用いた胚移植について



代理母について



借り腹について

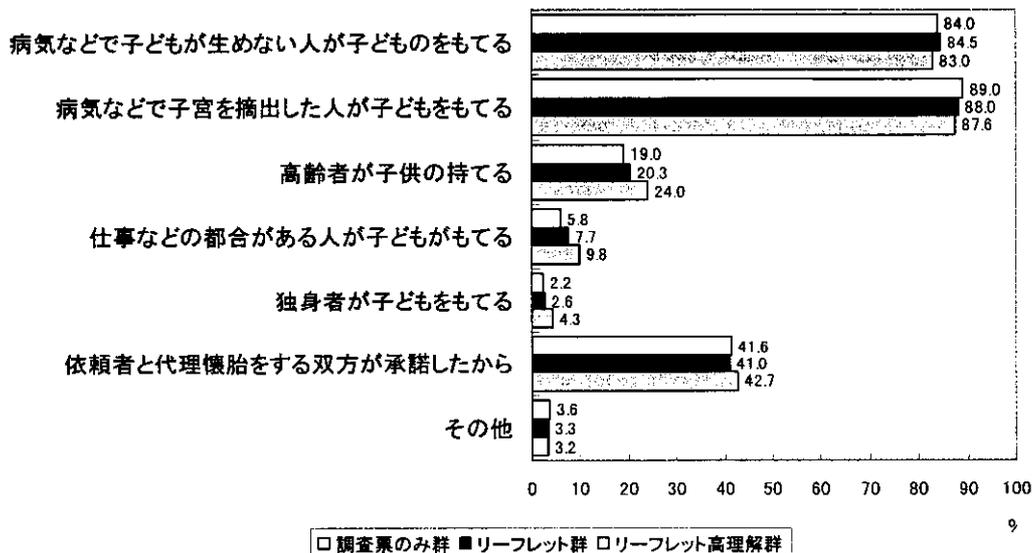


3. 借り腹について社会的に認める理由と認めない理由

設問 借り腹について認めてよい理由、認められない理由は何ですか？

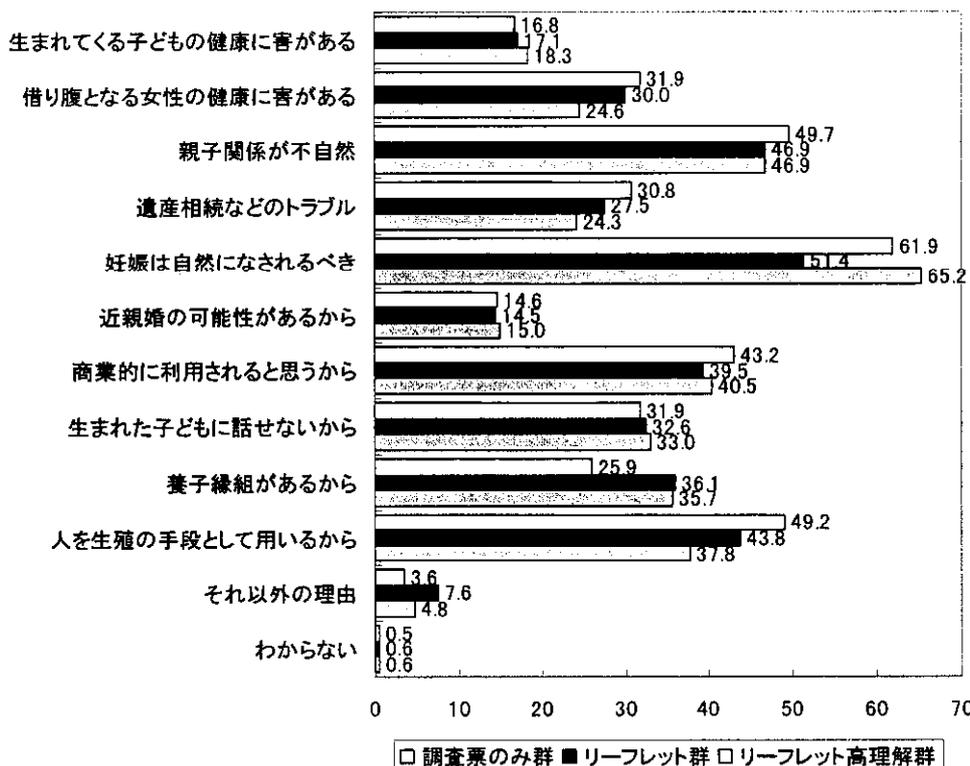
「病気などで体が弱くて子どもを産めない女性が子どもをもてる可能性があるから」及び「病気や事故により子宮を摘出した女性が子どもをもてる可能性があるから」が「認めてよい」の大きな理由。

借り腹 認めてよい理由



「認められない」理由の一番は「妊娠は自然になされるべき」。以下「親子関係が不自然」「人を生殖の手段として用いるから」「商業利用」と続いた。

借り腹 認めない理由

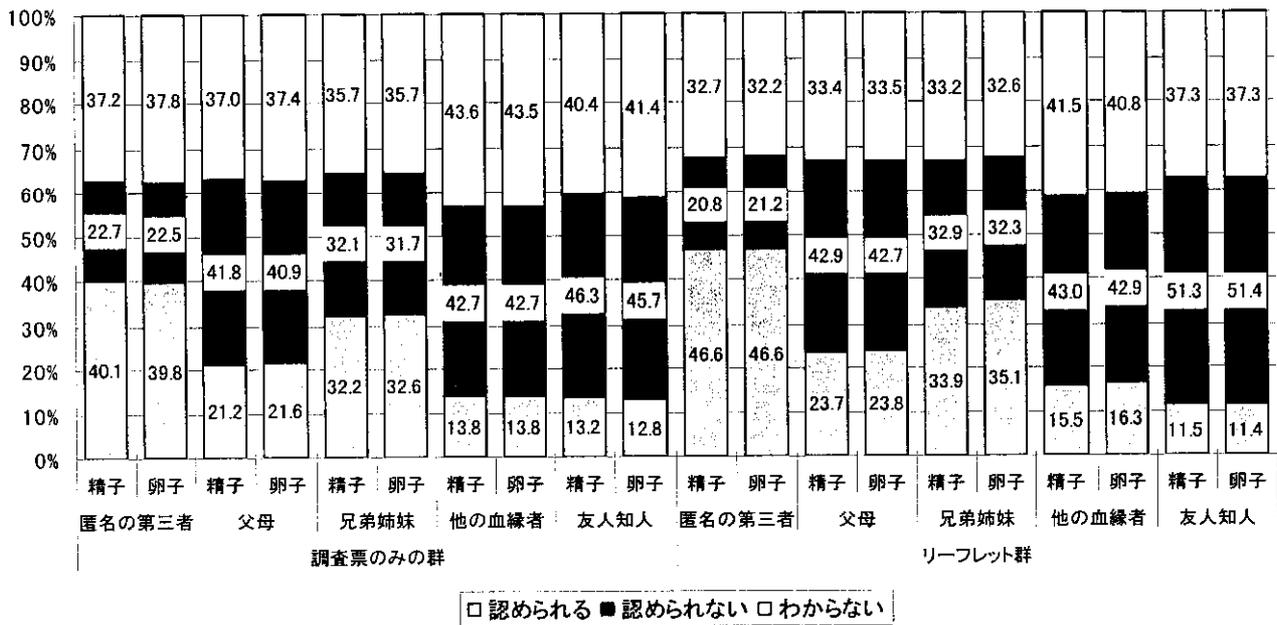


4. 精子・卵子の提供者について

設問 一般論として精子・卵子を提供することが認められるのはどのような者と思いますか？

「匿名の第三者」が最も多く、4割程度であった。続いて、「兄弟姉妹」で、この二つは「認める」が、「認めない」を上回ったが、「父母」「おじおば」「友人知人」は「認めない」が「認める」を大きく上回った。しかし、「わからない」が多かった。

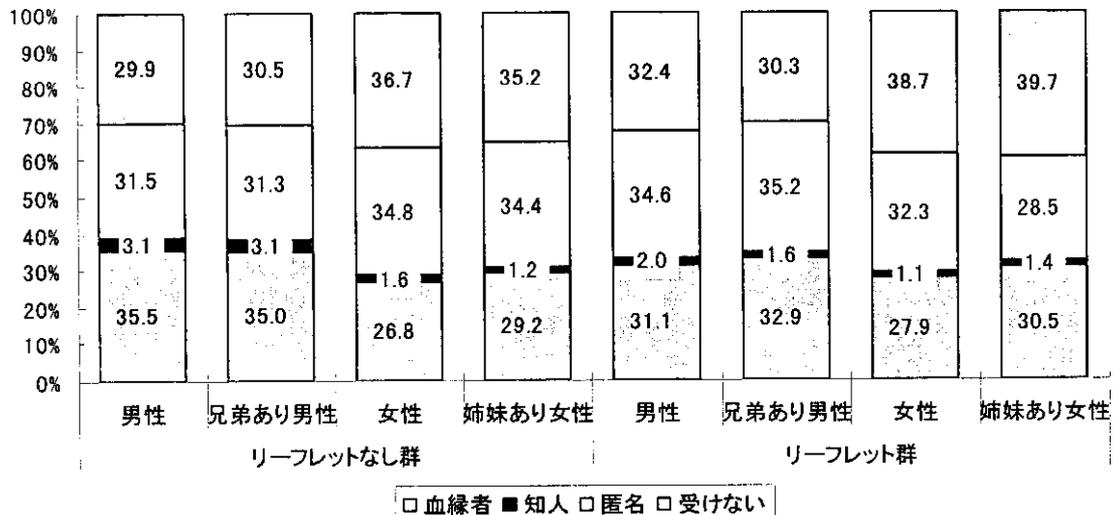
精子卵子を提供することが認められる者は？



設問 もしあなたが夫婦間では子どもに恵まれず、子どもを得るために第三者の精子・卵子・受精卵(胚)の提供を受けることを考えた場合に、第一に誰から提供を受けたいと考えますか？

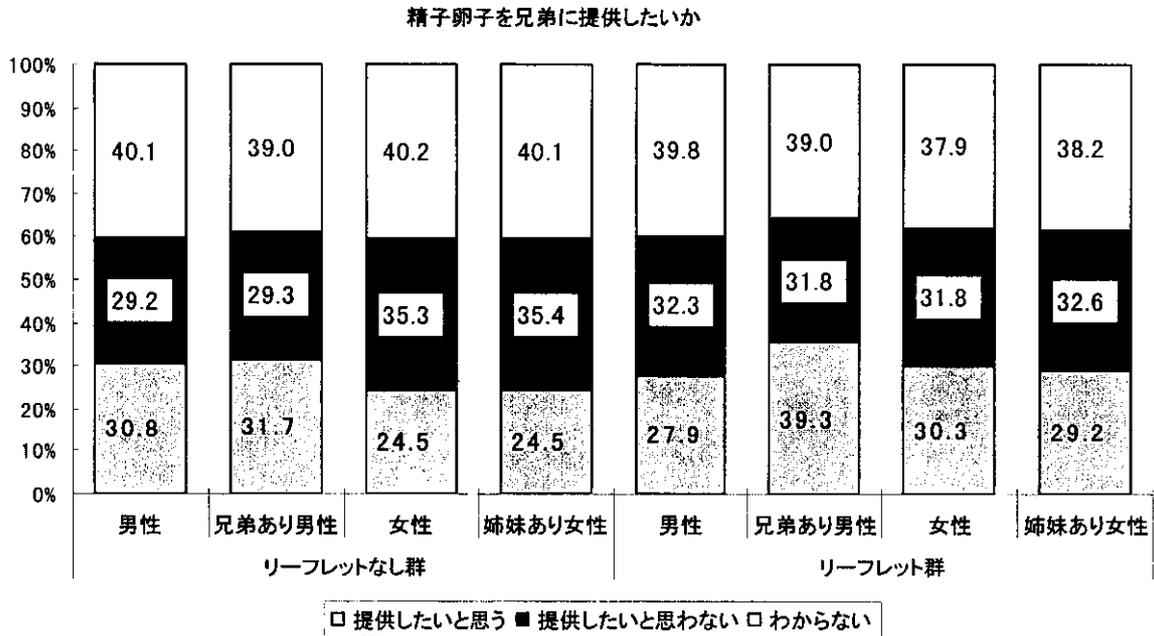
「血縁者」と「匿名の第三者」に意見が割れた。知人友人はほとんどなかった。

誰から提供を受けたいか



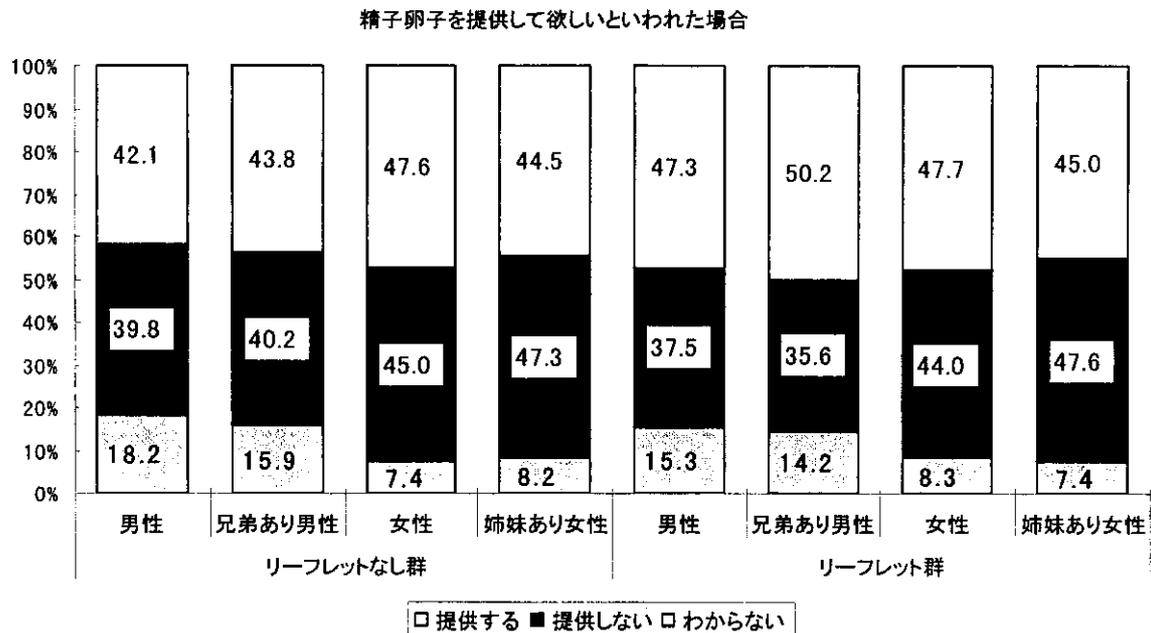
設問 もしあなたに同性の兄弟姉妹がいるとして、その兄弟姉妹が提供された精子・卵子による生殖補助医療でしか妊娠できない状態にあり、兄弟姉妹からの提供が社会的に認められているならば、精子・卵子を兄弟姉妹に提供したいですか？

「提供したい」と「提供しない」に意見が分かれたが、「わからない」が4割いた。



設問 前問で、兄弟姉妹への精子・卵子の提供について、「提供したいとは思わない」、または「わからない」と答えた人にお聞きします。兄弟姉妹や周囲の人から「精子、卵子を提供してほしい」と言われた場合、あなたはどのようにしますか？

「わからない」が最も多く、4割を超えた。男性で、「提供したくないが頼まれれば提供する」が15%強いたが、女性は8%程度であった。

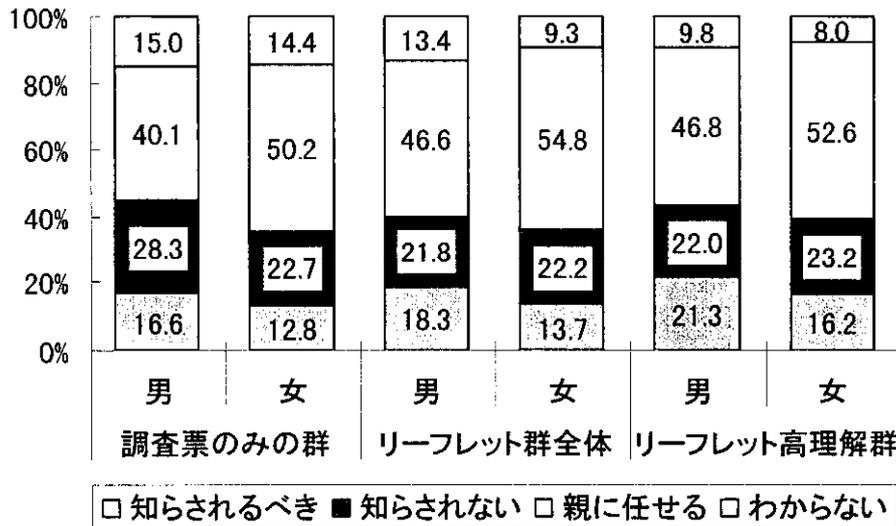


5. 出自を知る権利

設問 生まれた子どもが精子、卵子、受精卵（胚）の提供によって生まれた事実を知ることについてどのようにお考えですか？

出自を知る権利は「親に任せるべき」が約半数であり、「知らされないでいるべき」が「知らされるべき」を上回った。

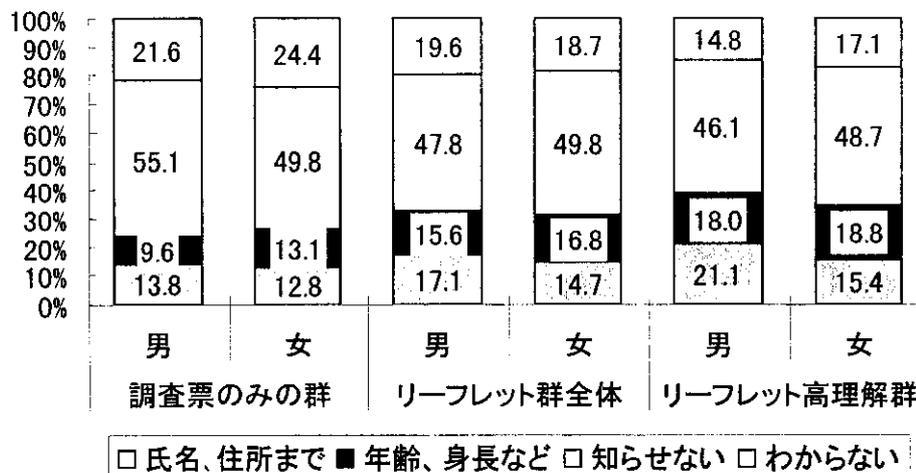
子どもは事実を知らされるべきか



設問 子どもが知ることができる提供者の個人情報はどうのようなものか？

「知らせないでいるべき」が、約半数であったが、「氏名や住所まで」と「匿名性が守られる情報」はほぼ同程度であった。リーフレット高理解群で個人情報を知ることができるが多くなっていった。

提供できる個人情報は何か

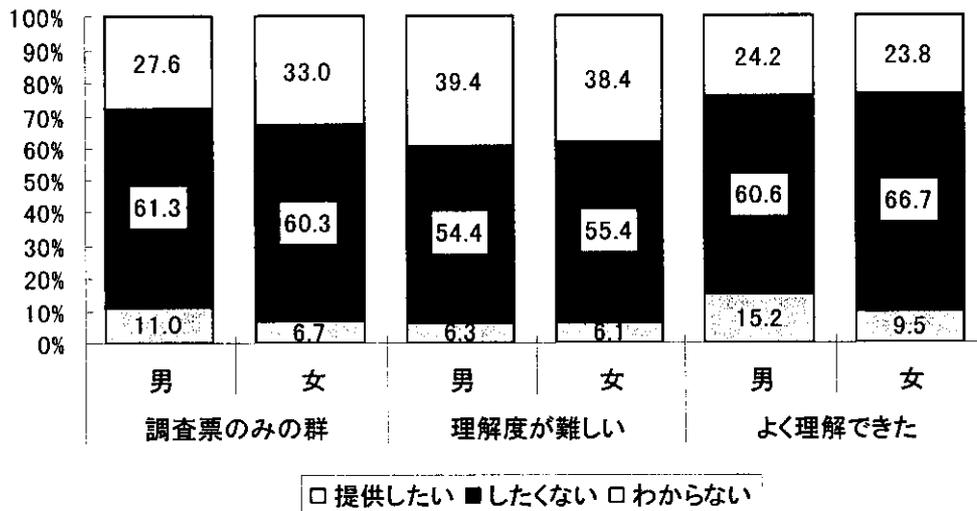


設問 生まれた子どもが提供者（あなた）が誰であるかを知ることができる場合、精子、卵子の提供についてどう思いますか？

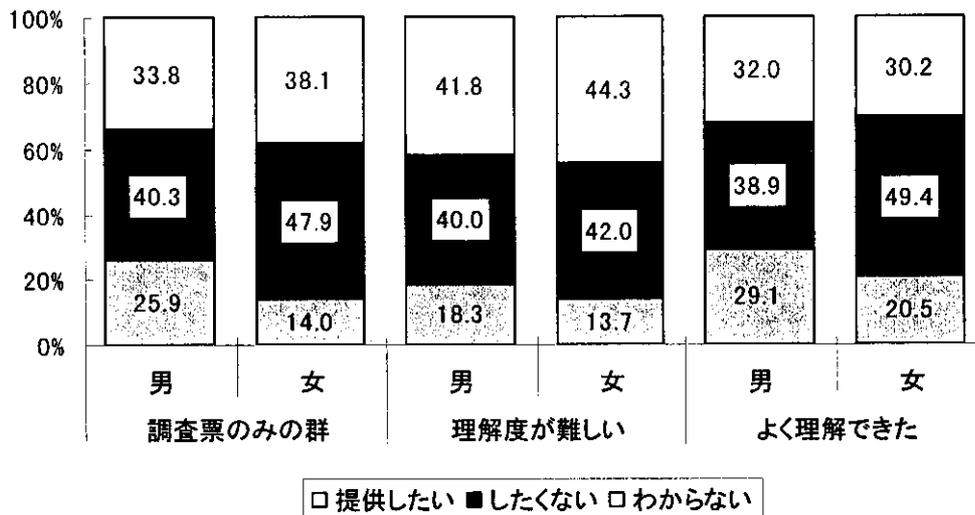
生まれた子どもが提供者（あなた）が誰であるかを知ることができない場合、精子、卵子の提供についてどう思いますか？

生まれた子供が提供者が誰であるかを知ることができるか否かによって提供したい者の割合が変わる。知ることができる場合も6%以上が提供すると回答した。リーフレット高理解群は男性で15%、女性で10%弱が提供すると答えた

Q32 提供者を知ることができる場合の精子卵子の提供について



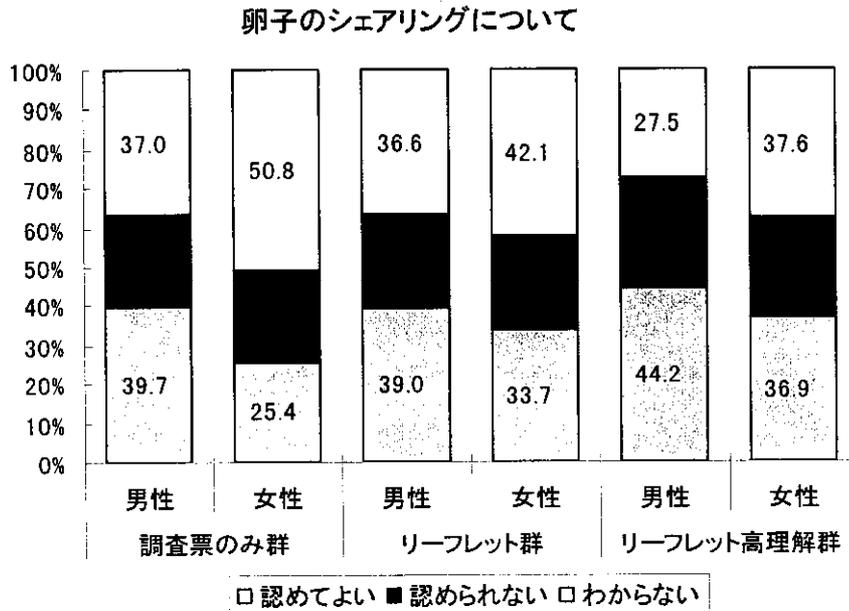
Q33 提供者を知ることができない場合の精子卵子の提供について



6. 卵子のシェアリングについて

設問 卵子のシェアリング制度が考えられています。これは卵子の提供は原則として無償のボランティアによることを原則としますが、卵子の提供が少ないことが見込まれることから、他の体外受精を行っている女性から採取された卵子の一部を、医療費の一部を負担することによって、提供を受けるといふ制度です。この制度を一定の条件のもとで社会的に認めるべきだと思いますか？

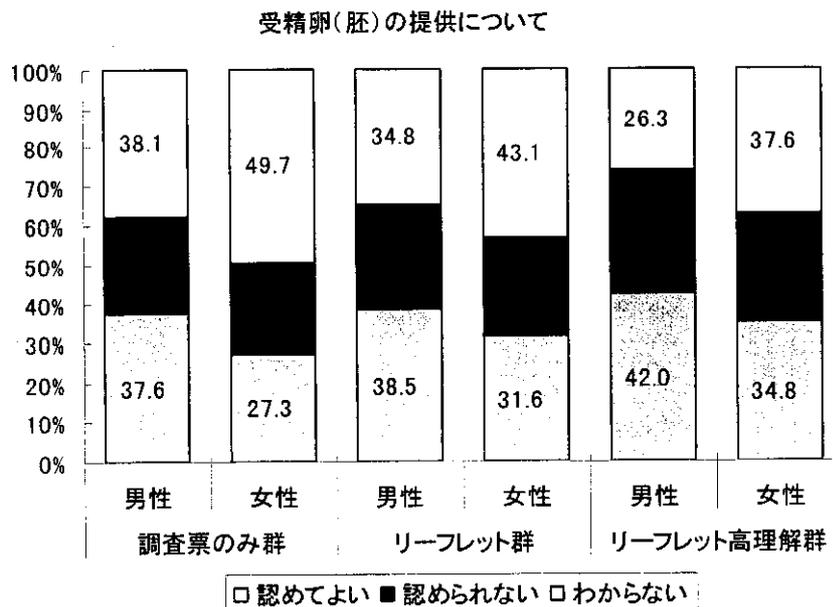
「認めてよい」が多かったが、意見が分かれており、調査票のみ群の女性は「わからない」が半数を超えた。



7. 卵子の提供が少ない場合における受精卵（胚）の利用

設問 卵子を提供されることだけで妊娠できる状態にある夫婦が、提供される卵子が少ないために提供を受けることができず、やむを得ず、受精卵（胚）の提供を受けることを、一定の条件のもとで社会的に認めるべきであると思いますか？

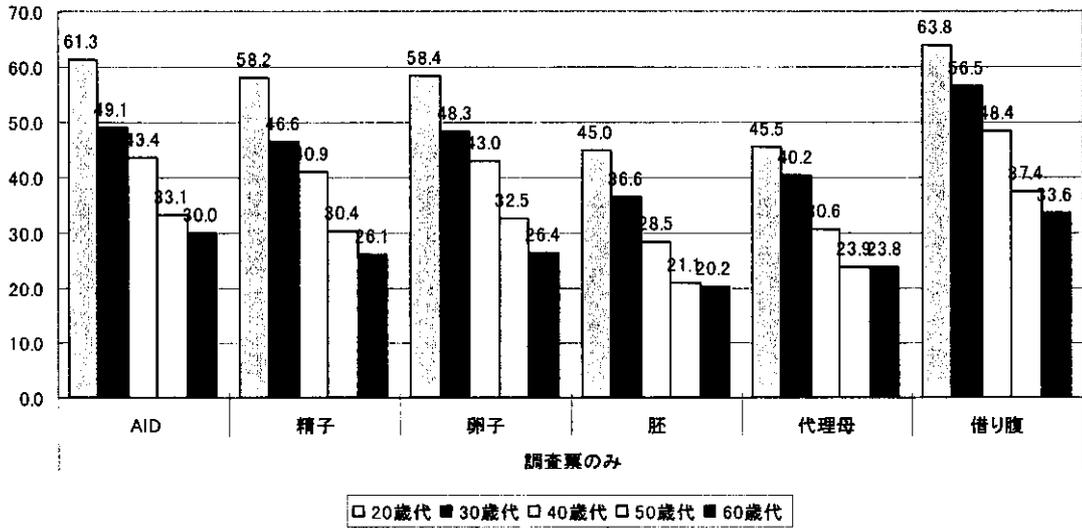
「認めてよい」が多かったが、「わからない」も多く、意見が分かれた。



8. 年代及び考え方による違い

年齢が上がるにしたがって、各技術について認める者の割合が少なくなった。

年代別「認める」者の割合



家族観や性的役割についての考え方が、リベラルであるほど各技術を認める者の割合が高い。

家族観、性的役割の意識と技術を「認める」割合

